

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習会 開催ご案内

金属アーク溶接作業等の特定化学物質を取扱う作業を行う場合は、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者の中から作業主任者を選任しなければなりません。労働安全衛生規則等が改正され、令和6年1月から金属アーク溶接作業のみを行う場合は、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」修了者の中から作業主任者を選任し、作業の指揮・監視等を行わせることができるようになりました。

(北労衛教第19号 期限 2029.3.13)

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員

開始10分前までに受付をしてください。

第1回 日時 令和6年7月16日(火) 8:40~17:10 (定員90名)
会場 札幌国際ビル8階 国際ホール
札幌市中央区北4条西4丁目1番地)

2. 講習科目・修了試験

① 健康障害及びその予防措置に関する知識	1時間00分
② 作業環境の改善方法に関する知識	2時間00分
③ 保護具に関する知識	2時間00分
④ 関係法令	1時間00分
⑤ 修了試験	1時間00分
⑥ 講習時間の合計(修了試験を除く)	6時間00分

3. 時間割

時間	8:40~8:45	8:45~12:00	12:00~12:45	12:45~16:00	16:05~17:10
項目	オリエンテーション	講義 (休憩15分)	昼食休憩	講義 (休憩15分)	試験説明 修了試験

4. 受講料 受講料(教材費込み) 11,990円(消費税込み)

5. 受講資格 18歳以上の者

6. 講習科目の受講一部免除 受講科目の免除はありません。

7. 修了試験・修了証

- 講習終了後、引続き修了試験を行います。
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ修了試験を受けることができません。
修了試験は、「全科目合計の6割以上の得点」及び「科目ごとに4割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。

- ③ 修了試験合格者には、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了証」を交付します。
不合格者には不合格通知書を郵送します。
- ④ 「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「住所（又は修了証等の送付先）」へ「特定記録」で郵送します。当支部で別の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

8. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 1枚」(縦3.0cm×横2.5cm)
正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は糊付けしないで提出してください。(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は不可。)
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「修了証郵送料(244円分の切手)」(現金での納付はできません。)
- ⑥ 「受講申込内訳書」
受講料の支払い方法等を記入した「受講申込内訳書」を提出してください。

9. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 札幌分会 (略称：建災防札幌分会)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3階

TEL:011-261-6187 FAX:011-211-6331

10. 申込み方法

予約は行っていません。受講申込書の到着順の受付となります。次の①～③のいずれかの方法でお申込みください。(電話、ファックス、メール等での受付は行っていません。)

① 窓口持参

「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを札幌分会事務局へ持参してください。
受付終了後「受講券」をお渡しします。

② 現金書留

現金書留に「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを同封して、札幌分会事務局へ郵送してください。受付終了後「受講券」を発送します。

③ 銀行振込み

ア 「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているもの(受講料を除く)を札幌分会事務局へ持参していただくか郵送してください。書類提出後「受講料」を以下の口座にお振込みください。
振込手数料は申込者のご負担となります。「受講料」の入金を確認し受付終了後に「受講券」を発送しますので、早めの入金をお願いします。

イ 受講料を振込みで支払う場合の振込先口座

次のいずれかの口座へお振込みください。

㊦ 北洋銀行 札幌駅南口支店 普通預金 3577185

(口座名義 建設業労働災害防止協会北海道支部)

㊧ 北海道銀行 札幌駅前支店 普通預金 1799557

(口座名義 建設業労働災害防止協会北海道支部)

ウ お振込みの際の留意事項

㊦ 受講料は前納制となります。事前に入金がない場合は、「受講申込書」等を提出していても受講できませんのでご注意ください。

- ① 受講料は遅くとも、受講日の1週間前までに指定口座へお振込みください。
(入金確認後に受講券を発送しますので、早めの入金をお願いします。)
- ⑦ 振込み手数料は申込者のご負担となります。

11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の1週間前ですが、締切り以前であっても定員に達した場合は受講受付を終了しますのでご了承ください。(受付締切り後に届いた申込書等は返却します。)
- ② **原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。(他の開催日に振替えることが可能な場合は、希望により振替えます。)
- ③ 証明写真(カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入)1枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
- ④ 受講者が30名以上となる場合は、個別開催に応じますので事前にご相談ください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。
また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ **原則として遅刻は認められません。**悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は45分間です。外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また講義中は座席を離れないようにしてください。携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行うことができます。
- ⑧ 会場は禁煙です。
- ⑨ 会場に無料駐車場はありませんので、なるべく公共交通機関をご利用ください。車の方は近隣の有料駐車場をご利用ください。駐車料金は各自のご負担となります。

13. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の事例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することはできません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※欄は記入しないで下さい。

(北労衛教第19号)

※受付 第 号

カラー写真1枚
縦3.0×横2.5
この欄には糊付け
せず、写真裏面に
氏名を記入して
提出して下さい

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習会受講申込書

ふりがな				性別	生 年 月 日	
氏 名				男	昭和	年 月 日
				女	平成	(満 歳)
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(○印)			併記を希望する氏名又は通称		
住 所	〒 - 日中連絡の取れる電話(携帯等) () -					
所 属 事 業 場	住所	〒 - 電話 () -				
	事業場名					
	連絡担当者	所属部署 職氏名	電話 () -			
修了証等の送付先	修了証・不合格通知書は、申込者住所へ郵送します。他住所を希望する場合は郵送先を記入してください。		〒 - 電話 () -			
受講料のお支払い方法(○印)	①窓口持参	銀行振込の場合のご注意 入金確認後に受講券を郵送しますので、早めの入金をお願いします。	受講日	第1回 7 月 16 日		
	②現金書留					
	③銀行振込					

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日 申込者

(受講者氏名)

- (注) 1. この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
2. 申込書に記入いただいた個人情報は、講習のために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。

【受講申込書提出先】 〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3階 (TEL011-261-6187)

建設業労働災害防止協会北海道支部札幌分会(略称:建災防北海道支部札幌分会)

【※事務局記入欄】

健康	環境	保護具	法令	合計	判定	修了証番号	号
					合 否	修了証 交付年月日	令和 年 月 日

8/20 12/30 12/30 8/20 60/100

【金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 受講申込書の注意事項】

以下の注意事項を必ず確認してください。

詳しい内容は、講習会の「開催ご案内」をご覧ください。

1. 受講申込み時に提出するもの（必ず受講申込書と一緒に提出してください。）

- (1) 「本人を確認するための書類」（氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付）

- ・自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等
- ・外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等

- (2) 「証明写真(カラー) 1枚」（縦3.0cm×横2.5cm）

正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。

写真の裏面に氏名を記入してください。必ず1枚提出してください。

(色付きサングラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は不可。)

- (3) 「修了証郵送料（244円分の切手）」（現金での納付はできません。）

郵送料は受講者1人につき244円分の切手が必要です。複数の受講者の修了証を一つの封筒にまとめて郵送することは出来ません。

- (4) 「受講申込内訳書」

受講料を振込みで支払う方は、「受講申込内訳書」を提出してください。

2. 「受講料」（金額は講習会の「開催ご案内」でご確認ください。）

- (1) 受講料は前納制です。受講料を「事務局の窓口へ持参」「現金書留」「銀行振込み」のいずれかの方法で、受講日の1週間前までにお支払いください。

- (2) 受講料の支払いを確認した後に受講券を発行しますので、早めのお支払いをお願いします。受講当日、受付に受講券を提出して受け取りをしてください。

なお、受講当日の受講申込み受け付けや受講料の受領は行っていません。

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する金属アーク溶接作業主任者限定技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっておりますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

〈主な支給要件〉

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が建設業の18.5/1000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

〈助成額〉

1. 経費助成
 - ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の3/4
 - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の7/10
35歳以上 支給対象費用の9/20
2. 賃金助成
 - ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たりの日額 8,550円 [9,405円]
 - ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たりの日額 7,600円 [8,360円]※〔 〕内は受講生が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価
3. 賃金向上助成・資格等手当助成
上記の支給決定後、賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合は、助成額が増額される場合があります。詳細については労働局にお問い合わせください。
なお、生産性向上助成は廃止となり令和5年度以降の支給申請に適用されません。令和4年度までの支給決定に係る経過措置については労働局にお問い合わせください。

〈その他留意点〉

1. 支給申請書の提出
講習終了の翌日から起算して2ヶ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問合せ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係
札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話 011-738-1043

※ この助成金を申請する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3F 電話 011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問合せについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

